

物等ノ配附ハ差支ナキモノトス

第 15 條 陳列場ニ於テハ總テ委員ノ指示ニ從フヲ要ス

第 16 條 本展覽會ニ關シ一切ノ事務ハ東京市麹町區丸ノ内 2ノ

10 仲 14 號館社団法人日本鐵鋼協會(電話丸ノ内 3,626)

内製鐵製鋼用參考品展覽會委員會ニ於テ取扱フ

2. 昭和 17 年春季日本鐵鋼協會製鐵製鋼用參考品展覽會

出 品 注 意 書

出品ニ就テハ出品規定ニ記載ノ外左記ノ諸注意事項ニ從ハレ度シ

(1) 搬入及ビ整理ヲ 4 月 4 日正午迄ニ行ヒ、撤收及ビ搬出ヲ

8 日午後 4 時迄ニ行フコトノ規定ヲ嚴密ニ實行セラレタシ。

(2) 前項ノ爲陳列ノ裝置及ビ用具等ハ總テ豫メ用意シ置カレ度ク陳列場内ニ於テ工作スルガ如キコトヲ避ケラレタシ。

尙搬入時ニ至リ裝飾等ヲ施ス爲請負人等ヲ使用セラル、トキハ場所狹隘ノ爲混亂シ互ニ迷惑スルコト多キヲ以テ豫メ充分準備セラレタシ。

(3) 陳列場建物ハ「コンクリート」土間ナルモ出品物搬入ノ際之ヲ損傷セザルコト。

(4) 出品物ニハ充分ナル説明書ヲ附セラレ度ク又成ル可ク説明員ヲ附セラレ度シ。

記錄作成ノ必要上出品物細目表ヲ開催後速ニ委員ヘ送付セラレ度シ。

(5) 盜竊又ハ紛失防止ノ爲搬出入ノ日ト雖モ閉場又ハ完全撤去ノトキマデ必ズ現場ニ監視者ヲ附セラレ度シ。

(6) 説明員及ビ監視者ニハ協會ヨリ送附セル出品者徽章ヲ佩用セシメラレタシ。

(7) 協會ノ監視員ハ宿直夜警、場内取締ニ任ズル者ナルヲ以テ場内出品ニ對スル直接ノ保護ハ出品者ニ於テ其ノ法ヲ講ゼラレ度シ。

(8) 搬入ノトキ出品承認書(本會推薦ノモノニ在リテハ出品番號通知書)ノ番號ヲ示シ、係ヨリ搬入證ヲ受領シ、搬出ノトキ之ト引替ニ送致證(物品出門證)ヲ係ヨリ受領セラルベシ。

搬入證ノ送附ナキトキハ特別ナル證明ナキ限り出品物ノ搬出ヲ謝絶ス。又送致證ヲ有セザル出品ハ出門ヲ許可セラレズ。

(9) 出品者、説明員又ハ監視者ノ食事ハ混雜ヲ避クル爲展覽會事務所ニ於テ取經メ注文スベキニ付キ要望者ハ午前 10 時迄ニ事務所ヘ申出デラレタシ。

(10) 出品當事者ハ可成開催前協會委員ト詳細ナル打合セヲナシ置カレタシ。

第 79 議會再開日の東條首相の指導方針演說要旨

1 月 21 日再開議會傍頭、貴衆兩院本議會に於ける演說大綱下の如くである。

1. 米英兩國を屈伏せしむる迄を止めないこと。
2. 大東亞各國家及各民族をして、各その所を得しめ、帝國を核心とする道義に基く共存共榮の秩序の確立を以て大東亞共榮圈建設の根本方針とする。
3. 大東亞防衛のため絶對必要なる地域は帝國自ら之を把握措置し、その他の地域は各民族の傳統文化等に應じ、戦局の進展に伴ひ夫々適當なる處置に出づべきこと。
4. 香港及マレー半島は大東亞防衛の據點たらしめること。
5. 比島に於て將來帝國の眞意を了解し協力し來る場合は獨立を與へること。
6. ビルマ等に就ても比島と同様に扱ふこと。
7. 蘭印及濠洲は抗戰を繼續するに於ては之を撃ち、協力するに於ては住民の福祉と發展の爲力を添ふること。
8. 重慶政權は徹底的の破砕すること。
9. 獨伊との結束を固くし世界新秩序建設に邁進すること。
10. 帝國の企圖する建設は軍政下に準備し、廣く官民各方面の智能を動員して慎重之に當ること。
11. 帝國今日の急務は武力戰に於て屈敵の戦果を擴大し、戰爭遂行力の強化にあるを以て各般の施策もこれに集中すべきこと。
12. 今日、交通運輸の整備は最も重大なる問題なるを以て船舶の建造に特に力を用ひること。
13. 國民の素質の向上と人口の増加に適切なる手段を講ずること。

第 79 議會衆議員豫算總會に於ける大東亞經濟建設方略答辯要旨

1. 東條首相の大綱説明要旨

戰爭の現段階に於てはまづ重要資源の需要を充足して當面の戰爭遂行に遺憾なきを期すると共に、大東亞自給自足の體制の確立を主眼としその具體的方針は、

(一) 資源獲得、特に戰爭遂行上緊要なる資源を確保すること。

(二) 南方資源の敵性國家に向けての流出を阻止すること。

(三) 作戰軍の現地の自活を確保すること。

(四) 在來の企業の我方に對する協力を誘導すること。

2. 鈴木企畫院總裁の戰爭現段階に於ける南方經濟建設方略要旨

(一) 資源の開發の順序は戦局の推移に應じ當該資源需要の緩急度並に輸送の狀況等を勘考してその大綱を中央に於て決定する。各地に於て取得又は開發したる重要物資はすべて物動計畫に組入れる。

(二) 石油、鑛産、農林産等の開發に付ては差當り新たな綜合會社、共同企業等の形態を避け、經驗能力ある企業者の熱意と創意とを十分に發揮せしめて能率的生産をなさしめる。

(三) 通貨に就ては當初は現地通貨表示と軍票を使用し、現地通貨と等價に流通せしめ、情勢に應じ遂次現地通貨と軍票との機能を調整しその統一に進む方針である。従つて當分の間は本邦と現地との間に原則として資金の移動を認めず、南方開發金庫が之れが融通に當る。

(四) 物資の現地よりの對日供給は差當り政府の會計に於て買取輸入をなし、本邦よりの對現地供給は同様買取輸出を行ふ。

(五) 南方物資の輸送は陸海軍の統制の下に行ふ。

(六) 南方物資の敵性國家に流出するを防止する。

(七) 南方の陸海軍占領地域に對する一般人の渡航は此際差止める。

(八) 現段階に於ける大眼目は即ち武力戰に勝つことにある。